

南種子町農業委員会平成 25 年 6 月総会議事録

1. 開催日時 平成 25 年 6 月 19 日 (水) 午前 9 時 22 分から午前 10 時 30 分

2. 開催場所 研修センター 1 階西側会議室

3. 出席委員

会長	8 番	戸石 助美			
会長職務代理者	10 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	小脇 登	2 番	中峯 哲義	
	3 番	中里 安男	4 番	寺田 誠	
	5 番	小山 重和	6 番	小脇 又男	
	7 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	11 番	古市 道則	12 番	西園 和良	

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度第 21 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度第 22 号農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の申請について

議案第 5 号 南種子町農地流動化奨励金申請について

議案第 6 号 農業振興地域整備計画変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

総合農政課農業再生対策係長 鮫島 幸紀

7. 会議の概要

議長 ただいまから、第 23 回農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 2 番、中峯哲義委員。3 番、中里 安男委員を指名します

議長 日程第 2、諸般の報告。局長が行います。

事務局 それでは諸般の報告をいたします。5 月 21 日から 24 日、平成 25・26 年にさとうきび作付け実態調査、町内で職員が対応しております。5 月 22 日、南種子町農業再生協議会、第 1 回総会、9 時 30 分から研修センターで開催され、会長・局長が出席しております。内容については平成 24 年度農業者戸別所得補償事業の実施状況、平成 25 年度経営所得安定対策についてであります。5 月 23 日、種子島宇宙開発促進協議会総会、10 時から中種子町で開催され、会長が出席しております。同日、午後からですが、南種子町宇宙開発推進協力会総会、13 時 30 分から南種子町中央公民館で開催され、会長が出席しております。内容等については平成 24 年度の活動報告、25 年度の事業計画であります。5 月 24 日、県農業会議 5 月定例常任会議・委員会議が 14 時から鹿児島市で開催され、河野係長が出席しております。内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用のための権利移動に関し南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。5 月 28 日、耕作放棄地解消対策熊毛ブロック推進検討会が 13 時 30 分から、西之表市で開催されております。局長と河野係長が出席しております。内容については各種施策を活用した農地の利用集積、耕作放棄地の解消推進、農業委員会における農地対策であります。同日、14 時から種子島農業公社理事会が中種子町で開催され、会長が出席しております。内容については平成 25 年度事業計画・固定資産取得等であります。5 月 29 日、南種子町 人・農地プラン検討会、13 時 30 分から研修センターで開催され、職員・農地相談員が出席しております。内容につきましては、平成 25 年度第 1 回農地利用集積検討会です。5 月 31 日、南種子町安納いも生産振興会総会が 11 時から門倉亭・南荘で開催され、会長が出席しております。内容につきましては平成 24 年度活動報告、平成 25 年度事業計画です。6 月 3 日、営農の門出励ましの会・種子島地区農業青年クラブ連絡協議会通常総会、13 時 30 分から西之表市で開催されております。出席については、会長・石堂職務代理、職員ということになります。内容につきましては平成 25 年度新規就農者、西之表市が 8 人、中種子町が 1 人、南種子町が 1 人。南種子町については山本さんであります。6 月 6 日、全国農業新聞・全国農業図書普及推進に係る巡回訪問です。11 時から研修センターで行われております。出席者については、会長・振興部長・職員で対応しております。内容等につきましては、普及推進について県農業会議、局長・富松氏と全国農業新聞の伊藤情報事業部長が訪問にみえたところあります。6 月 7 日、平成 25 年度県農業委員会職員協議

会第2回理事会・農業委員会組織業務効率化検討会、13時から鹿児島市で開催され、局長が出席しております。内容につきましては、職員協議会熊本代表理事ということで南種子町が当番になっております。定例総会に付議する議案、農地基本台帳の整備強化についてであります。6月10日、現地調査、9時から町内です。出席者については、会長・西園農地部長・石堂・高田・寺田・古市・小山・中峯・中里・小脇又男・事務局であります。内容については、3条・5条・非農地・農地転用・現況確認・農地パトロールであります。6月13日、平成25年度農地保有合理化事業担当者研修会、13時から鹿児島市で開催され、係長が出席しております。内容につきましては、農業経営基盤強化法の概要・農地保有合理化事業等の概要についてであります。以上で諸般の報告を終わります。

(「すみません。」の声あり)

10番委員

よろしいでしょうか。今の諸般の報告の中でですね。営農の門出の励ましの会に私も出席しているとなっていては、これは私は農業指導士としての出席でありまして、これに載せるということは活動報告記録にも書くということになると思うんですが、それとですね。人・農地プランについても私は委員なので出席しては、だから、そうした場合にこの活動報告書に書くものかなと思ったんですけども。

事務局

人・農地プランは29日の分。会長が不在の場合は職務代理が出席する。今回の場合、職務代理は経営指導士からの出席という整理をしていただきたい。

その分については、後でまた話をさせてください。

5番委員

あと1つ。5月24日 金曜日。備考欄に書いている南種子町農業委員会と書いてある分は。

事務局

5条申請であがった西園 浩二さんの分です。

議長

よろしいですね。

(「はい。」の声あり)

議長

日程第3、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成25年度第21号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題とします。

議長

事務局より議案第1号の説明をお願いします。河野係長。

事務局

議案第1号について説明いたします。議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更、所有権移転の1件について承認を求めるものでございます。資料は2ページから6ページに関するものです。資料2ページをお開きください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の一部変更について説明】

以上、1号議案について承認を求めるものです。よろしくお願いたします。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「はい。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第1号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成25年度第22号農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題とします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成25年6月28日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権7件を定めたいので承認を求めるものです。資料は9ページから11ページをご覧ください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の一部変更について説明】

利用権設定を受ける者は経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
（「はい。」の声あり）

議 長 はい。小山委員。

5 番 委 員 はい、先ずはですね。Aさん、それと地域振興公社の3年以内の契約で土地を移転するようになっているんですが、AさんとB君は親子関係になっているんです。それで1年間で、お金はどういうことになっているの。貸し借りでB君は1年間払うことになっているの。それとも地域振興公社に支払うの。どういう意味。意味がわからない。

事 務 局 はい。鹿児島県の公社からAさんに、利用権設定を移動する予定だったのが、Aさんのほうが資金調達が出来ないという理由から取り消しが出た訳で、その後、1年間存続期間を設けて、公社からBさんのほうに、登記をしたいという申し出があったことから、Bさんが公社に賃貸借料を支払う形になっていきます。

5 番 委 員 まあ、今までの畑のことは知っているんですけど、今のA君が買った分

ですけど、お金が無くて地域振興公社に1年分払えなかったから、財産を譲受するという事になったんですか。

事務局 否、1年分ではなくて、Aさんの方が資金調達が出来なくなったので、その分1年間延長して、Bさんのほうに。将来、AさんがBさんに経営移譲をしたいという予定があるということで、将来的にその土地をBさんのほうに登記したほうが有効ではないかということで、それで公社との話し合いを持って、Bさんのほうに賃貸借をするという形になりました。

議長 これから懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。他に質疑ありませんか。はい。小脇又男委員。

6番委員 整理番号2番、Cさん、経営面積が0㎡となっているが、実際は作っていますよね。

事務局 Cさんにつきましては、平成25年3月31日の担い手農業者のところで、今回初めて認定されたということで、その時に経営面積等が出ていませんでしたので、こちらのほうはゼロとしております。農家台帳のほうに未だ耕作面積が記載されていなかったことから、経営面積はゼロとなっておりますが、水稲と普通作のほうを作っているということで報告を受けております。

議長 小脇又男委員、よろしいですか。

6番委員 経営面積は入れてよ。

事務局 農地基本台帳上、現在ゼロであって、今の正式な契約自体が結べないといったときに、新たに経営面積を入れて、任意契約をしてもらって入れさせていくという形の方になっています。それでゼロという段階から始まっているという。

6番委員 基本的に耕地面積はゼロなんでしょう。それを先にしないと5反歩の政策要件にかかるでしょう。

議長 はい。事務局

事務局 農地基盤法のほうでは、新規に担い手農家となったということで、経営面積がゼロであってもOKということですので、今回は基本台帳のほうに載っていなかったということで許可しております。

事務局 今回の件に関連して、特に農業委員会を通じずに貸し借り関係のある分については、そこも含めて同時に契約をしていくような形の申請をさせるということで指導徹底をしていきたいと思っております。

6番委員 わかりました。

議長 はい。他に。

12番委員 ただ今のような案件が、今日議案3号でDさんが出てきますが、これが2、3ヶ月とは言いませんが通っておりますので、宜しくお願いします。

議長 他にありませんか。よろしいですね。異議がないようですので、議案第2号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・E 外3名、譲受人・F 外4件を議題とします。なお、整理番号4番については、中里安男委員が参与の制限に該当します。先ず整理番号4番のみを議題とします。中里委員が、農業委員会法第24条、議事参与制限に該当することになりますので、中里委員の退場を求めます。
(中里委員、退場)

議長 議案第3号、整理番号4番のみについて説明をお願いします。河野主事補。

事務局 まず、最初のページの議案協議なんですけど、議案第3号の外3件を外4件にいったん訂正をお願いします。失礼しました。では、整理番号4番の分を先に説明をいたします。

【議案第3号、整理番号4番を議案書をもとに朗読】

字図は45ページのほうに添付しています。これらの件につきましては、41ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の総てを満たすと考えます。以上、整理番号4番の説明を終わります。お願いします。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号4番です。西園 農地部長。

12番委員 説明をいたします。4番については、地目・畑、贈与による経営拡大ということですので、皆さん方、お目通しいただきたいと思います。資料については45ページに載っております。この土地につきましては、現在耕作されておりますので、将来性といえますか、名義はGさんが登記することということで、問題はないと思われます。よろしく審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。小山委員。

5番委員 はい。今、農地部長さんが言ったように、農地部長がいるんですけど。現地調査委員は残るわけですから、中里委員は農地部長に頼んだ方がいいんじゃないですかね。議案の議事参与の制限ということで、中里委員が例えば調査担当委員という名前出ていますけど、これが議事録に載った

ときにですね、第3者が見て、きっちり公平さが分かるようにした方がいいのではないかと。もしこれからある場合にですね。その方がいいんじゃないかと思います。

議 長
事 務 局

はい。局長。

はい。今、指摘されたことについては、今日の分については西園農地部長のほうに変更をお願いします。今後、今から先もこのようなケースが出てくると思うので、事務局のほうで注意をしていきたいと思います。

議 長

他にありませんか。異議がないようですので、議案第3号、整理番号4番については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第3号、整理番号4番については原案のとおり決定いたしました。中里委員の入場を認めます。
(中里委員、入場)

議 長

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号4番以外を議題とします。議案第3号、整理番号4番以外の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局

今月の農地法の3条の許可申請について、残りです。所有権の移転が3件、名義整理が1件です。整理番号1番から説明します。

【議案第3号、整理番号1番・2番・3番・5番を議案書をもとに朗読】

字図は42ページから添付しています。これらの点につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の総てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議 長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、2番、3番、5番。小山委員。

5 番 委 員

それでは一番から行きます。譲受人がFさん、これは 集落で共有地の持ち分ということで、私達の集落、3月31日で、共有地の個人の持ち分は名義を変更しなさいと。そうしなければ、没収しますよ、集落はということですね。今回、名義人を整理するということで贈与するものであって、E 外3名ということで、共有地の整理ということで皆が納得していたところです。名義整理ということですので、贈与は無料となっています。宜しくをお願いします。続いて2番目行きます。譲受人がHさん、この方は49歳、(譲渡人)Iさん、87歳。この土地は譲受人のHさんのお父さんである、Jさん、80歳が20年前から作付けをしております。贈与の理由というのは、所有権の移転ということです。Iさんには近くに墓をみてる人がいないし、身元をみてる人がいないということで、 にいる

親戚も、 の娘も当てにならないから、本来はHの父親のJさんをお願いしたいけれども、80ですから、息子さんも農業経営を開始していますから、Hさんのほうに贈与してもらいたいということで、所有権移転についてはHさんになっています。3番目については、Kさんになっていますが、この人は ですね、構造改善ですか、昭和40年頃構造改善したとき、本来はこの土地は全部、Iさんの名義だったそうです。Kさんが今度地籍調査の関係で、俺の名前でなっしえやったろかい。おいが土地やったろかいということで、びっくりして自分の土地でないの、Iさんのものですので、何ら問題ありませんので譲渡しますということです。Hさんへの所有権移転です。続いて、5番目になります。Dさんについては、信用金庫を辞任して、担い手農家として昨年度もスナップエンドウを1反5畝栽培しており、現在らっきょうを作っているということで、年間150万円の耕作をしています。このLさんの土地を、以前から皆さん知っているとおり、3年くらい耕作していたんですけど、Lさんの方から買ってほしいということで、経営拡大するために買いましょうということで買ったんですけども、実績がないためにMさんの土地を借りて実績を作って、今回取得することになった訳です。農業を一所懸命頑張っていますので、そういうことで宜しくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、石堂委員。

10番委員 先般の1番の4人共有地、4人のうち3人分を移転となっております。42ページの地図で行くと、全部囲んで居るんですけど、これを分けるのでしょうか。

議長 担当委員。

5番委員 これは共有地のFさん外3名となっておりますが、名義は共有地の名義で、Eさん外3名となっていて、今回、Fさんに名義を変更するということですね。よろしいでしょうか。

12番委員 私のほうから説明させていただきます。

議長 西園委員。

12番委員 この境界線^{いりあい}で出ております、これは入会林野整備事業で私が係でやった事業でありまして、この土地自体45、6年前に分割している土地でありまして、入会林野であれば、登記が出来ていくというのを当時の地籍調査に入る時の集落の係の方々がそれが出来なくて、持ち分登記というような感じで1つの抜け穴的なこういうやり方をしなくて良かったのを、その時の地籍の係の方が説明していなくて、こういう状態になっております。これを4人で分けるのでは無くて、外に書いていないところは3名で残るということです。この黒くした部分がFさんの持ち分登記ということです。下の何も書いていないところは、3名分の登記で残るということです。

よろしくご理解お願いします。

10 番委員

益々分からない。

12 番委員

外 3 名ということは 4 名だったんです。その分ということです。

議 長

石堂委員、分かりましたか。懇談に入ります。

議 長

懇談を解きます。

議 長

他に異議はありませんか。異議がないようですので、議案第 3 号、整理番号 4 番以外については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第 3 号、整理番号 4 番以外については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第 6、議案第 4 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明について、申請人・N 外 1 件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局

はい。議案第 4 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、を読み上げます。46 ページをお願いします。

【議案第 4 号、整理番号 1 番・2 番を議案書をもとに朗読】

50 ページ・51 ページに字図等添付しています。以上で説明を終わります。宜しくをお願いします。

議 長

ただ今の説明に関連しまして、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番、寺田委員。

4 番委員

非農地証明の申請について、大宇都の N さんから申請がありましたけれども、現地の状況については現在、建物、住宅が建っておりまして、以前からの倉庫なり、馬小屋なりというのが建っておりまして、今は撤去されて在りませんが、前から家が建っていたということで、今現在は 14 年頃にそこに墓が作られているということと、それからその周辺は住宅街でございまして、農地は少ししか見あたらないような感じで、周りは農地で囲まれているというようなことで、皆さんも知っているとおり、自宅に行く通路というのが乗用車がせんくまんくんで行くということでかなり便の悪いところです。道を確保するというので、自分の農地の方に衛生の所から道をつくっているというような形と、それから O さんの倉庫がそちらにあるということで、そちらに見通しが通るような形で、提供するというような形で現在に至っているというような状況でございまして、ということで、非農地申請ということでございまして、宜しくご検討をお願いします。

議 長

整理番号 2 番、中里委員。

3 番委員 そのPさんが申請した土地は地目は畑となっておりますが、昭和 40 年以前に杉の木が植林されていたようです。現在は杉の木は刈っておりますが、その杉の木を竹が取り巻くように密集してかなり荒れております。再度、畑として利用することは当然不可能と考えられます。審議のほう宜しくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 4 号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第 4 号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第 7、議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・Q 外 11 件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。52 ページをお願いします。議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について、説明します。

【議案第 5 号を議案書をもとに朗読】

現地調査において、耕作していることを確認しておりますので、問題はないと思います。以上で説明を終わります。お願いします。

議長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 5 号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第 5 号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第 8、議案第 6 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を議題といたします。総合農政課、鮫島係長、説明をお願いします。

農業再生対策係長 議案第 6 号について説明をいたします。議案第 6 号は農業振興地域整備変更計画に対しての意見を求めるものであります。資料は別冊でございますので、ご覧ください。今回の変更は農用地区域からの除外の 1 件であります。申請者は R さんで、変更しようとする土地は、南種子町大字 字 番地の一部であります。除外面積は 5 アールでありまして、変更後の用途は一般住宅であります。資料はお目通しをお願いします。以上で説明を終わりますので、宜しくお願いします。

議長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

せんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 6 号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。賛成多数ですので原案どおり決定いたします。議案第 6 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全て終了いたしました。ありがとうございました。